

平成 29 年度 第 1 回青少年愛護審議会 次第

日時：平成 29 年 11 月 20 日（月）13:30～15:30

場所：兵庫県庁 3 号館 6 階 第 5 委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 有害興行指定について（報告） 資料 1

(2) 「ネット社会において地域全体で青少年を守り育てる
環境整備のあり方」研究会について（報告） 資料 2

(3) 青少年愛護条例の改正について（協議） 資料 3

4 閉 会

（参考資料）

- 兵庫県青少年愛護条例
- 兵庫県青少年愛護条例施行規則
- 兵庫県青少年愛護審議会規則
- 兵庫県青少年愛護審議会運営規程
- 青少年愛護条例のあらまし

兵庫県青少年愛護審議会委員名簿

○委員（19名）

（50音順、敬称略）

氏 名	役 職 名	出 席
伊 藤 傑	兵庫県議会議員	○
内 海 陽 子	弁護士	○
面 出 輝 幸	株式会社神戸新聞社地域事業本部長	
梶 木 典 子	神戸女子大学家政学部教授	○
北 野 美智子	兵庫県連合婦人会会長	
北 村 信 雄	兵庫県PTA協議会専務理事	○
小 石 ま き	生活衛生同業組合兵庫県興行協会理事・事務局長	
小 林 剛	県立神出学園長、武庫川女子大学大学院名誉教授	○
坂 本 津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長	
寺 内 真 子	神戸YWCA総幹事	○
中 島 良 太	兵庫県書店商業組合理事長	○
能 島 裕 介	特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー理事長	
野々山 久 也	甲南大学名誉教授	○
林 祝 雄	兵庫県青少年補導委員連合会会長	○
速 水 順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長	○
藤 井 康 弘	兵庫県中学校長会副会長	○
前 田 忠 弘	甲南大学法学部教授	
矢 橋 康 雄	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長	○
米 山 清 美	にしのみや遊び場つくろう会代表	○

○事務局

氏名	役職名
山口 最 丈	兵庫県政策創生部長
有本 方 子	兵庫県企画県民部女性青少年局長
市村 高 子	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長
吉村 興 二	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課副課長
松本 佳 崇	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課青少年指導班長
大西 季久代	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課青少年育成班長

兵庫県青少年愛護審議会幹事名簿

○幹事（37名）

（順不同・敬略称）

氏名	役職名	出席	代理	代理出席者
日下部 雅之	企画県民部広報課長			
仲井 敬司	企画県民部芸術文化課長			
一幡 孝明	企画県民部女性青少年局男女家庭課長	○		
市村 高子	企画県民部女性青少年局青少年課長	○		
久戸瀬 昭彦	企画県民部県民生活局県民生活課長		○	班長 横山 寿信
木村 晶子	企画県民部県民生活局消費生活課長			
小藤 智代美	企画県民部県民生活局地域安全課長		○	副課長兼地域安全対策班長 山本 幸宏
高永 徹	企画県民部管理局私学教育課長	○		
雁金 準一	健康福祉部社会福祉局人権推進課長			
崎濱 昭彦	健康福祉部障害福祉局障害福祉課長			
生安 衛	健康福祉部少子高齢局こども政策課長	○		
木下 浩昭	健康福祉部少子高齢局児童課長		○	副課長 谷口 稔彦
四方 浩人	健康福祉部健康局薬務課長		○	副課長 福永 誠
都倉 敏明	健康福祉部健康局生活衛生課長		○	環境衛生班長 村田 由美
横井 準	産業労働部政策労働局労政福祉課長			
廣瀬 一雄	産業労働部政策労働局能力開発課長			
城 友美子	産業労働部政策労働局しごと支援課長			
近藤 謙介	農政環境部農政企画局農業経営課長			
高木 英男	農政環境部農林水産局水産課長			
梶本 修子	農政環境部環境創造局環境政策課長			
竹内 良二	こども総括監兼中央こども家庭センター所長			
酒井 ルミ	精神保健福祉センター所長			

西田 健次郎	県教育委員会事務局義務教育課長		○	副課長 稲次 一彦
清瀬 欣之	県教育委員会事務局高校教育課長		○	
土屋 由利子	県教育委員会事務局社会教育課長		○	指導主事兼社会教育主事 澤井 孝明
升川 清則	県教育委員会事務局体育保健課長		○	主任指導主事兼主幹 田村 純一
村松 好子	県教育委員会事務局人権教育課長		○	指導主事 中村 雅洋
森本 直行	県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長	○		
工藤 賀啓	県警察本部生活安全部少年育成課長	○		

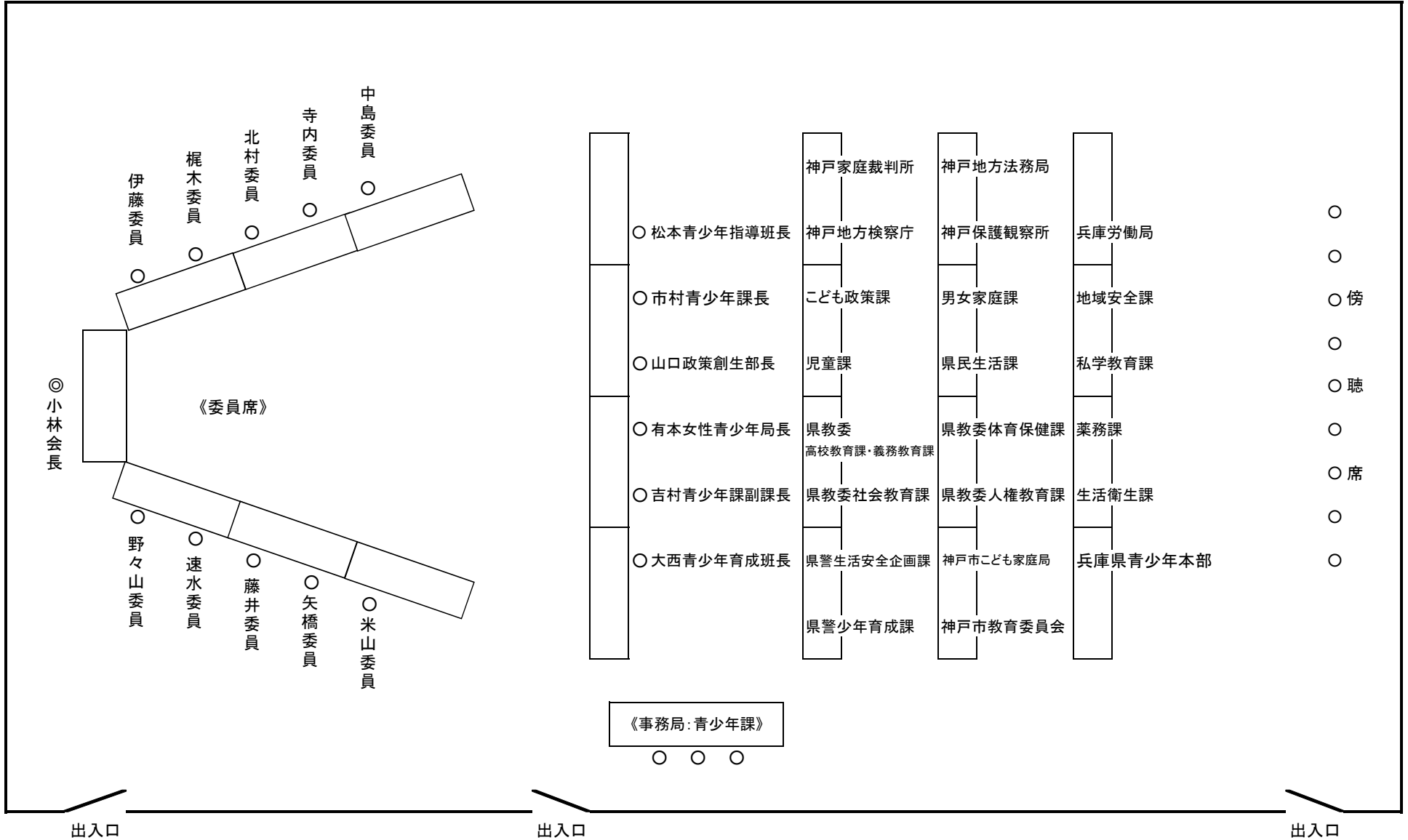
横田 眞由美	神戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	○		
多田 征史	神戸地方検察庁検事（少年係）		○	検事 難波 孝
吉田 公香	神戸地方検察庁人権擁護課長	○		
高橋 誠	神戸保護観察所首席保護観察官	○		
中尾 龍美	兵庫労働局企画課長	○		
浅野 勇	神戸市こども家庭局こども青少年課 育成・地域連携担当課長	○		
日比 聡	神戸市教育委員会事務局学校教育部学校教育課長	○		
岩木 久敏	（社福）兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長			

○オブザーバー

坂本 好也	（公財）兵庫県青少年本部業務執行理事	○		
-------	--------------------	---	--	--

< 配 席 図 >

平成29年度青少年愛護審議会（全体会）
 日時：平成29年11月20日（月） 13:30～15:30
 場所：県庁3号館6階 第5委員会室



青少年愛護審議会資料

有害興行（映画）の指定

平成29年11月20日

兵庫県青少年課

青 第 1206 号
平成 29 年 11 月 20 日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第 25 条第 1 項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙
のとおり指定しましたので、同条例第 25 条第 2 項の規定により報告します。

有害興行の指定状況

区分	指定状況	指定数
		平成29年10月4日～平成29年11月6日
第11条(指定)	興行(映画)	4本

有害興行(映画)の指定一覧表
(平成29年10月4日～平成29年11月6日)

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	オーピー映画	映画	神ってる快感 絶頂うねりびらき	平成29年11月6日
2	新東宝映画	映画	秘書の誘惑 悶絶の肉体	平成29年11月6日
3	オーピー映画	映画	ひまわり Days 全身が性感帯	平成29年11月6日
4	オーピー映画	映画	美少女剣士 月に向かっておシゴキよ!	平成29年11月6日

「ネット社会において地域全体で青少年を守り
育てる環境整備のあり方」研究会について

平成29年11月20日

兵庫県青少年課

研究テーマ・研究内容	研究メンバー等	政策コード・イネターほか
<p>⑤ ネット社会において地域全体で青少年を守り育てる環境整備のあり方 【新規：研究期間：平成29年度】</p> <p>1 調査研究の経緯・目的</p> <p>経済のグローバル化や情報技術革新が進行し、複雑化・多様化した社会構造となるなか、スマートフォン等の急速な普及により、青少年とインターネットがより身近になり、利便性が高まった反面、ネット依存に陥ったり、犯罪被害にあうなどの問題が発生している。</p> <p>その対策には、青少年による自主的なルールづくりが有効であると考えられることから、本県では平成28年4月に青少年愛護条例を改正し、青少年のネット利用に関する基準づくりを県内全ての人々で支援する全国初の規定を定め、対応の強化を図っているところである。</p> <p>また、従来から「青少年を守り育てる県民スクラム運動」を展開し、地域全体で青少年を守り育てる環境整備に努めてきたところであるが、将来の地域づくりの核となるべき青少年を、ネットとの関わり方を中心に、学校、家庭、地域及び事業者等がそれぞれの分野で連携しながら地域全体で見守り、健全に育成していくことが求められている。</p> <p>このため、本県では、青少年のスマートフォン等の利用やネット依存の実態を把握するため、平成27年度から、県内の小学5年生から高校3年生を対象とした「インターネット夢中度アンケート」等を実施している。</p> <p>調査結果からは、7.7%の青少年にネット依存の疑い（依存傾向）があり、依存傾向にある青少年は、全体と比較して長時間利用の傾向が顕著で、夜更かし、ネット上でのトラブル、有害サイトへのアクセスや、ネットの知り合いと実際に会ったなどの割合も高く、様々なリスクを多く抱えている状況が見えてきた。</p> <p>また平成28年度からは、ネット依存の実態や危険性、対策を調査・研究し、県民へ普及・啓発するため、産官学民言の協力の下、自治体初となる「人とつながるオフラインキャンプ」をネットをやめられない青少年を対象に実施し、青少年の心のサインが、ネット依存という形で現れていることが明らかになりつつある。</p> <p>こういった先進的な取組をより意義のあるものとするため、取組内容について詳細に検証し、今後、青少年が安全かつ安心してインターネットを利用できる社会を構築するためにどのような政策や事業を展開していくべきか検討するとともに、青少年向けのネット依存傾向判定尺度の開発を行う。</p> <p>2 調査研究の内容</p> <p>以下の項目を中心に調査研究を行う。</p> <p>(1) 「インターネット夢中度アンケート」等の詳細分析</p> <p>本県では、青少年のインターネット利用やその夢中度（依存度）の実態を把握するため、県内の青少年（小5～高3）を対象に、アンケート調査を実施している。調査は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター提供による「インターネット夢中度アンケート」8項目【Diagnostic Questionnaire for Internet Addiction(DQ), Young K, 1998】と、「ひょうごケータイ・スマホワークショップ」に参加した県内の小・中・高校生作成による「ケータイ・スマホアンケート」23項目（平成28年度）からなっている。アンケート結果については、分析の上、公表を行っているところであるが、より詳細な分析を行うことで、県内青少年の傾向分析など、実態把握を行う。</p> <p>(2) 「人とつながるオフラインキャンプ」における各プログラムの効果検証</p> <p>(3) 「人とつながるオフラインキャンプ」参加者への半構造化インタビューによる行動評価を通じた、ネット依存の危険性や回避方策の検討</p> <p>本県では、ネットをやめられない県内青少年を対象に、ネットから離れて自然体験等を行う、全国初の自治体実施のネット依存対策教育キャンプ「人とつながるオフラインキャンプ」を実施し、ネット依存の実態や危険性を調査・研究するとともに、県民への普及・啓発を行っている。青少年のネット依存の実態や危険性は明らかになっていない部分が多く、回避・予防策を含めて引き続き研究していく必要があり、キャンププログラムの効果検証や、参加者への半構造化インタビューによる行動評価を通じて、ネット依存の全体像の把握、他の地域でも実施可能なプログラムの構築や、回避・予防策の検討等を行う。</p> <p>(4) 青少年向けのネット依存傾向判定尺度の開発</p> <p>本県が「インターネット夢中度アンケート」として使用している8項目【Diagnostic Questionnaire for Internet Addiction(DQ), Young K, 1998、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター提供】は、スマートフォン中心のインターネット環境が社会に定着する前の平成10年に作成されたものであり、青少年にとって難解な表現も見られるため、現代社会に適応した分かりやすい表現となるよう、新たなネット依存傾向判定尺度の開発を行う。</p>	<p>【研究会委員】</p> <p>○（座長）竹内 和雄・兵庫県立大学環境人間学部准教授</p> <p>○金山 健一・神戸親和女子大学発達教育学部児童教育学科教授</p> <p>○船越 明子・兵庫県立大学看護学部准教授</p> <p>○市橋真奈美・関西福祉大学発達教育学部講師</p> <p>○萩本 義郎・兵庫県青少年団体連絡協議会会員、一般社団法人いえしま自然体験協会業務執行理事</p> <p>○兵庫県立いえしま自然体験センター所長</p> <p>○坂本 好也・公益財団法人兵庫県青少年本部業務執行理事兼事務局長</p> <p>○永谷 和雄・株式会社サンテレビジョン報道部長</p> <p>○西 明夫・兵庫県教育委員会事務局教育企画課長</p> <p>○市村 高子・兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>○工藤 賀啓・兵庫県警察本部生活安全部少年育成課長</p> <p>○瀬尾 和章・兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長</p> <p>○有本 方子・兵庫県企画県民部女性青少年局長</p>	<p>【県事務局】</p> <p>青少年課</p>

テーマ：ネット社会において地域全体で青少年を守り育てる環境整備のあり方

1. 研究の概要とねらい

小学生の 60.2%、中学生の 82.0%がスマートフォンを所持しており（デジタルアーツ 2017）しており、低年齢化は予想以上に早いスピードである。特に子どもたちのネット依存は深刻で、1日のネット使用時間の平均は、小学生 93.4 分、中学生 138.3 分である（内閣府 2017）。本研究は、兵庫県の子どもたちのネット使用の実態についてさらに詳しく調査することを目的とする。

調査の柱は「兵庫県スマホアンケート 2017」と「オフラインキャンプ効果検証」の2つ。大人目線では見えない本質的な部分の把握のため、子ども目線をできるだけ取り入れ、スマホサミットでの子どもの声の集約に努めている。オフラインキャンプについては、参与観察を通してより精緻な分析を試みている。

2. 研究の成果

(1) 得られた知見

1. 兵庫県スマホアンケート 2017（小 1222 人、中 2039 人、高 2304 人 合計 5565 人回答）

- ①スマホ所持率 小六 26.6% 中三 65.1% 高三 97.1%
- ②ネット接続率 男 小六 84.8% 中三 96.5% 高三 96.5% 女 小六 82.5% 中三 97.7% 高三 97.7%
- ③接続機器1位 男 小六ゲーム機 中三スマホ 高三スマホ 女 小六スマホ 中三スマホ 高三スマホ
- ④3時間以上 男 小六 20.5% 中三 29.7% 高三 48.4% 女 小六 13.7% 中三 26.6% 高三 53.9%

予想以上の低年齢化である。女子は最初からスマホだが、男子は3DS等の携帯ゲーム機が入口。タブレット、パソコン等の機器も多く用いられているが、最近ではテレビ等からの接続も目立ってきている。男子はゲーム、女子はSNSが中心だが、最近ではYouTube等の動画視聴が目立ってきている。さらにメルカリ等、子どもたち自身で商取引ができるアプリが流行してきており、ネット上のお金の問題も要注意である。

2. オフラインキャンプ

日時 8月16日～20日 場所 兵庫県姫路市家島町西島

参加 ネットをやめられない小5～高3（14人）

学生メンターと大学研究者による半構造化インタビューを毎日2回、行った。離島でのネットから遮断された環境の中で、仲間との楽しい諸活動を通して、自分とネットについて見つめ直す中で、その変化を追った。1日1時間、ネットできる時間をあえて作ることで、課題が明白になるようにした。現在分析中であるが、彼らの問題の本質部分は、ネットへのこだわりではなく、家庭や本人の課題に起因していることが多いことがわかってきている。

(2) 政策提案例

1. フィルタリングの徹底

アンケート結果から、子どもたちが危険な状態にあることが改めてわかった。フィルタリングの設定率をアップさせる取り組みの重要性を再認識するためのエビデンスが集まりそうだ。社会全体で子どもを守る機運づくりをして、フィルタリング率向上に向かわせたい。

2. ルールづくりの重要性

長時間利用の弊害も結果からわかってきたので、兵庫県が推奨している、子どもたち自身によるルールづくりの重要性が改めてわかった。

(3) 今後の研究上の課題

1. データ蓄積の重要性

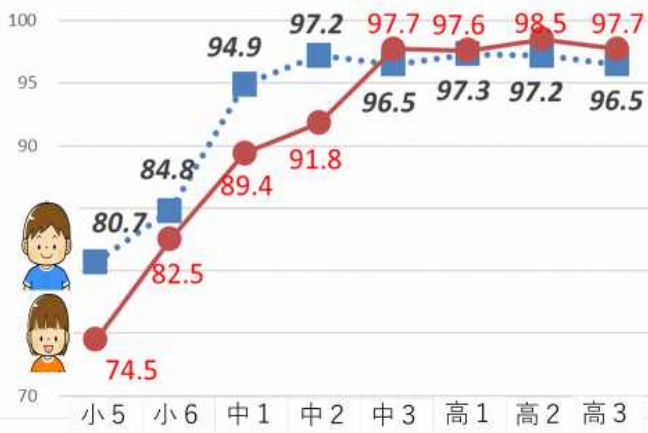
新しいテーマなので、これまでの研究知見がない。長期にわたった経年比較が必要である。

2. デリケートな問題への対応

特にネット依存等の場合、かなりデリケートな課題を含む場合が多く、行政だけでは対応が難しい。

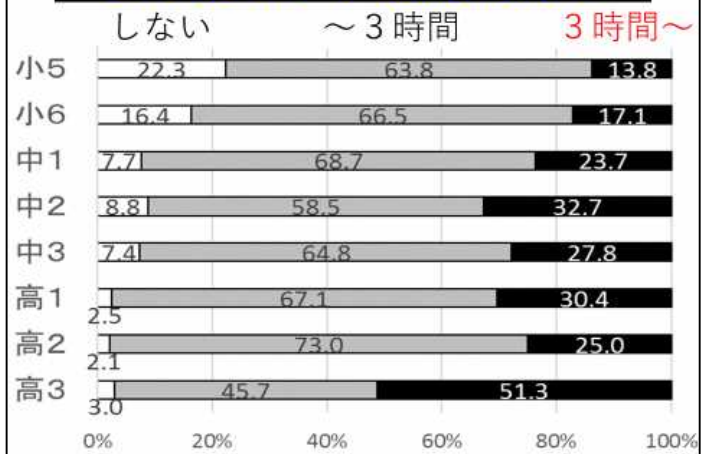
ネット社会において地域全体で青少年を守り育てる環境整備のあり方

学年別 ふだんネット接続する%



小5で8割近くが日々ネット接続

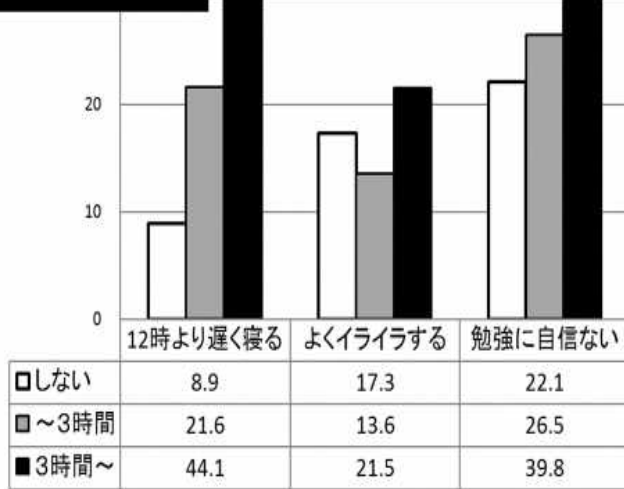
学年別ネット接続時間%



学年があがると接続時間が増える？

3時間以上は生活に支障？

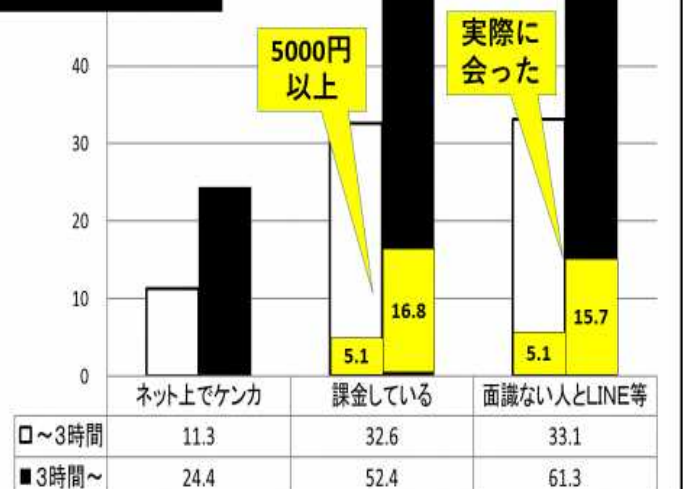
違い1%



- ①遅く寝る SNS? ゲーム? 動画?
- ②イライラ 睡眠不足? 既読無視?
- ③勉強に自信ない 集中できない?

→負のスパイラル??

違い2%



- ①ケンカ 勘違い? 既読無視?
- ②課金 強いアイテム? 買い物?
- ③出会い なりすまし? 性被害?

→危険に麻痺?

政策提言の方向性と研究成果のイメージ

①フィルタリングの徹底

危険を明らかにし、危険回避の手段として訴え
→社会全体で子どもたちを守る(さまざまな機会に情報提供)

②ルールづくりの重要性

子どもたち自身が考える重要性の指摘



青少年愛護審議会資料

青少年愛護条例の改正について

平成29年11月20日

兵庫県青少年課

目次

- 資料 3-1 青少年愛護条例の改正について（概要）
- 資料 3-2 JKビジネスの現状等
（現状、現行法による規制、県内の状況、他府県の状況）
- 資料 3-3 JKビジネス（有害役務営業）の営業形態
- 資料 3-4 JKビジネス関連検挙状況
- 資料 3-5 青少年愛護条例に規定する罰則について
（近畿府県・愛知県・東京都との比較）
- 資料 3-6 児童ポルノ「自画撮り」被害状況等 広報・啓発資料（警察庁）
- 資料 3-7 自画撮り被害の主な事例
- 資料 3-8 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護
（青少年インターネット環境整備法改正に伴う対応）
- 資料 3-9 各都道府県青少年条例 罰則規定一覧
（立入調査拒否・届出義務違反）
- 資料 3-10 青少年愛護条例の一部を改正する条例の制定について
（制定の理由、制定の概要、新旧対照表）
- 資料 3-11 提出された意見等の概要とこれに対する考え方《主なもの》
（パブリック・コメント結果）

青少年愛護条例の改正について（概要）

改正の背景・必要性

青少年の健全育成を阻害する
おそれのある営業形態
(JKビジネス) の出現

SNS等を通じた児童ポルノ
自画撮り被害の増加

スマートフォンの普及による
インターネット利用環境の変化

JKビジネス（有害役務営業）に対する規制（新設）

1 有害役務営業を営む者の禁止行為等

青少年を客に接する業務に従事させること等を禁止するとともに、従業者名簿の備付け等の義務を定める。

2 有害役務営業の停止

知事は、有害役務営業を営む者等が本条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき等に、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で営業の停止を命ずることができるものとする。

3 立入調査

知事又はその命じた者若しくは委任した者は、店舗型有害役務営業の場所、無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所に立入り、調査し、質問等ができるものとする。

4 罰則

命令に違反した者、青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させた者等への罰則を定める。

児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止（新設）

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ[※]や電磁的記録等を提供するよう求める行為を禁止するとともに、欺き、威迫し又は困惑させる等の不当な方法により提供を求めた者への罰則を定める。

※ 児童ポルノ禁止法に規定する児童ポルノをいい、同法により所持・製造・提供等が禁止されているものに限定。

インターネット上の有害情報等への対応の強化（改正）

1 保護者の義務

- (1) 青少年が使用する携帯電話契約時に、正当な理由のある場合を除き、事業者、代理店によるフィルタリング有効化措置を利用することを義務化
- (2) フィルタリング有効化措置を利用しない場合は、事業者等への申出書の提出を義務化

2 事業者の義務

- (1) 契約時の説明事項に、「ルールづくりの必要性」を追加
- (2) 保護者から提出を受けたフィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出書の契約期間中の保存を義務化

3 電磁的記録による代替

条例で定める書面の提出や保存、説明書の交付に代えて、電磁的記録によることができるものとする。

4 知事による保護者への調査等

フィルタリング・サービスを利用しない契約の保護者又はフィルタリング有効化措置を行うことを希望しない契約の保護者に対し、調査等必要な措置をすることができるものとする。

5 知事による事業者への勧告・公表

条例義務に違反している事業者等（代理店を含む。）に対する勧告・公表ができるものとする。

JKビジネスの現状等

○ JKビジネスの現状

- ・女子高生などの、児童の性を売り物にする営業
- ・健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供するものが存在
- ・大都市を中心に多彩な形態で出現

○ 現行法による規制

- ・労働基準法（年少者の使用制限）
深夜労働（午後10時～午前5時）の禁止、時間外労働、休日労働の禁止 等
- ・風俗営業適正化法
風俗営業の青少年に関する禁止行為
客の接待をさせること、午後10時から午前6時までの間に客に接する業務に従事させること等
性風俗特殊営業の青少年に関する禁止行為
客に接する業務に従事させること、客として立ち入らせること等
- ・児童福祉法（児童に淫行させる行為の禁止）

※JKビジネス店は、「接待飲食」や「性的サービス」をうたっておらず「マッサージ」や「飲食店」等として営業しているため、風営法上の「風俗営業」「性風俗特殊営業」等に該当せず、労働基準法に違反しない範囲で、18歳未満の就業が可能

しかし、実際は「裏オプション」等と称して、営業者の了解又は指示の下、性的なサービスが行われたり、児童買春を助長させるなど大きな問題を含んでおり、早急な対策が必要

	5時～17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時～5時
18歳	JKビジネス稼働可能							
17歳								
16歳								
15歳 4/1～								
15歳 ~3/31	JKビジネス稼働不可							
14歳	JKビジネス稼働不可							
13歳								

○ 県内の状況

- ・県内で、JKビジネスをうたっている店舗は確認されていないが、「添い寝」、「お散歩」、「耳かき」等の店舗は存在する。
- ・大阪では検挙事例もあり、県内への流入の危険性がある。
- ・現状では法令に基づく立入りが実施できず、実態の把握が困難である。

⇒ 立入権限を含む条例改正が必要

○ 他府県の状況

愛知県及び東京都がJKビジネスを規制する条例を制定している。

愛知県

○方法 青少年保護育成条例の改正（H27.7.1施行）

○対象となる営業の定義等

有害役務営業

- ・JKビジネスの営業形態を包括的に「有害役務営業」と定義
- ・有害役務営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・風営法上の規制営業（風俗営業、性風俗特殊営業等）も対象

【リフレ、散歩、コミュ】

専ら異性の客に対してサービスを提供するもの（衣服の規定は設けず）

※リフレは個室に限る

【撮影、見学クラブ、喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】
対象となる衣服を条例で限定列举し、その他の対象となる衣服については解釈で示している。

- ・性的好奇心をそそる、水着、制服等
- ・着衣内の下着を客が見ることができるもの } 条例に明記

解釈で、「下着、胸元を大きく開いた衣服、露出が著しく高い、胸部・臀部・陰部を著しく強調した規格のメイド服、下着をのぞき見できるなどの外形・外観等のほか、サービスの態様から判断する」等と示している。

東京都

○方法 特化条例「特定異性接客営業等の規制に関する条例」（警視庁所管）の新設（H29.7.1施行）

○対象となる営業の定義等

特定異性接客営業

- ・全てのJKビジネスの形態について「専ら異性を対象」「青少年に関する性的好奇心をそそる」に加え、
 - ・青少年の従業員がいることを明示
 - ・連想させる文字等を使用
 - ・制服（学校教育法上の学校で使用する制服、体操服）を着用
- のいずれかの条件に該当する営業を「特定異性接客営業」と定義

- ・特定異性接客営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・届出制の採用 ・風営法上の規制営業は対象から除く

特定衣類着用飲食店営業

- ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者が、水着、下着を着用することによって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの
- ・届出は必要としない
- ・風営法上の規制営業は対象から除く

JKビジネス(有害役務営業)の営業形態

改正条例上の定義	改正条例の対象となる具体的営業	風営適正化法上の類似営業
著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業	<ul style="list-style-type: none"> ・リフレ マッサージ、添い寝、肩もみ、耳かき等 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ファッションヘルス
専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業	<ul style="list-style-type: none"> ・見学 ・作業所 ・撮影 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ストリップ劇場 ヌードスタジオ等
専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュ 占い、カウンセリング、ゲーム等 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ファッションヘルス
<p>喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの ・客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの ・青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶(カフェ) ・ガールズ居酒屋 ・ガールズバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・接待飲食店営業 スナック、キャバクラ等 ・特定遊興飲食店営業 ナイトクラブ、ダンスホール 等
著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣型リフレ 	<ul style="list-style-type: none"> ・無店舗型性風俗特殊営業 デリバリーヘルス
専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣型見学 ・派遣型撮影 	類似営業なし
専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣型コミュ ・散歩 	<ul style="list-style-type: none"> ・無店舗型性風俗特殊営業 デリバリーヘルス

JKビジネス関連検挙状況

1 大阪府警の検挙状況（大阪府警発表）

（1）元風俗店経営者等による児童福祉法違反事件（平成 29 年）

女子高校生による観光案内を装った風俗店に児童（当時 17 歳）を雇い入れ、男性客に引き合わせてみだらな行為をさせた元風俗店経営者と元従業員を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙

また、同店の経営を引き継いだ元営業者と元従業員を、別の児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせてみだらな行為をさせたとして児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙

（2）飲食店従業員による労働基準法違反事件（平成 29 年）

ガールズバーで児童（当時 14 歳）を働かせ、客引き行為をさせるなどした飲食店従業員を労働基準法違反（最低年齢）で検挙

ガールズバーで児童（当時 15 歳）を働かせ、深夜に客引き等の業務に従事させるなどした飲食店経営者等の男性 6 人を労働基準法違反（深夜業）で検挙

（3）風俗店経営者等による児童福祉法違反等事件（平成 28 年）

学生によるカウンセリング店を装った風俗店を経営し、雇い入れた児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせ、みだらな行為をさせた風俗店経営者等 2 人を児童福祉法違反（淫行させる行為）等で検挙

（4）元経営者男性らによる児童福祉法違反等事件（平成 26 年）

通称「JKリフレ店」において、女子高校生に対し男性客を引き合わせ、みだらな行為を行わせた元経営者の男性らを児童福祉法違反（淫行させる行為）、売春防止法違反（周旋等）及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春周旋）で検挙

2 その他の都道府県の昨今の検挙状況（警察庁発表）

（1）JKビジネス店店長による児童福祉法違反事件（警視庁）

平成 28 年 12 月、JKビジネス店店長としての立場を利用し、従業員として雇用していた女子高校生（当時 16 歳）に、同店内で自己を相手にわいせつな行為をさせた男性を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙

（2）マッサージ店元経営者らによる児童福祉法違反事件（神奈川）

平成 28 年 8 月、女子小学生（当時 12 歳）をマッサージ嬢として雇用し、出勤中の外出を禁止して下着姿で男性客にマッサージをさせたとして、マッサージ店元経営者の男性らを児童福祉法違反（有害支配）で検挙

青少年愛護条例に規定する罰則について

大	基本的な考え方	違反行為	青少年愛護条例による罰則	近畿府県の自治体で最も厳しい罰則	愛知県青少年保護育成条例	東京都特定異性接客営業等の規制に関する条例
福祉を害する程度（悪影響を及ぼす程度）	①青少年に直接悪影響を及ぼす悪質で被害の回復が困難な行為。	入れ墨を施す行為	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金		
		みだらな性行為又はわいせつな行為	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金		
	②青少年に直接悪影響を及ぼす悪質で被害の回復が困難な行為の機会を提供するもの。	有害役務営業 営業停止命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	近畿府県の自治体に規定なし	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
		場所の提供及び周旋（入れ墨、性行為、わいせつ行為）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金		
	③青少年に直接悪影響を及ぼす悪質な行為。	自販機への収納違反（常習犯）	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金		
		有害役務営業の客に接する業務に従事させること	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	近畿府県の自治体に規定なし	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
		店舗型有害役務営業の営業所に客として立入らせること	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	近畿府県の自治体に規定なし	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
		無店舗型有害役務営業の受付所に客として立入らせること	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	④青少年に直接悪影響を及ぼす悪質な行為の機会を提供するもの。	場所の提供及び周旋（使用済み下着等買受け、暴行、麻薬又は覚醒剤の使用、指定医薬品の不健全使用、喫煙又は飲酒）	50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金		
		指定医薬品等の譲渡等	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金		
		使用済み下着の買受け等（業者）	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金		
	⑤青少年に直接悪影響を及ぼす行為。	有害興行の観覧	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		有害図書類、有害がん具類等の販売、貸付	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		自販機に有害図書類、有害がん具類等収納	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		有害広告物変更命令違反	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		指定遊技営業の立入禁止	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		利用カード等の営業禁止	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		有害役務営業の客と接する業務に従事するよう勧誘すること	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
		有害役務営業の客となるよう勧誘すること	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	30万円以下の罰金
		有害役務営業の客と接する業務に従事するよう勧誘させること	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	30万円以下の罰金
		有害役務営業の客となるよう勧誘させること	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	30万円以下の罰金
		有害役務営業の広告文書等を頒布させること	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	警察官による中止命令の対象
		みだらな性行為等を青少年に教えること	30万円以下の罰金又は科料	6月の懲役又は30万円以下の罰金		
		不当な手段を用いた児童ポルノ自画撮り勧誘行為	30万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	禁止行為とされていない	30万円以下の罰金（東京都青少年の健全な育成に関する条例）（予定）
		指定医薬品の使用勧誘	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		有害図書類の閲覧、視聴	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		有害図書類の区分陳列改善命令違反	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
		深夜立入制限	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料		
使用済み下着等の買受け等（業者以外）		30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料			
深夜同伴外出制限	30万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金又は科料				
⑥青少年に間接的に悪影響を及ぼす行為等。	自販機無届の販売開始又は虚偽の届出	20万円以下の罰金又は科料	20万円以下の罰金又は科料			
	質物の買受け等	20万円以下の罰金又は科料	30万円以下の罰金			
⑦青少年に間接的に悪影響を及ぼす不作為で軽微なもの。	自販機廃止届、変更届の無届け等	10万円以下の罰金又は科料	10万円以下の罰金又は科料			
	有害役務営業（営業所、受付所）立入禁止非掲示	10万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	罰則なし	禁止行為とされていない	
	有害役務営業広告宣伝物への明示義務違反	10万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	罰則なし	禁止行為とされていない	
	有害役務営業の従業員名簿備付け違反	10万円以下の罰金又は科料	近畿府県の自治体に規定なし	30万円以下の罰金	20万円以下の罰金	
⑧青少年に間接的に悪影響を及ぼす不作為で軽微なものであり、かつ、直ちに是正できるもの	立入調査拒否	10万円以下の罰金又は科料	10万円以下の罰金又は科料			
	入場、立入禁止の非掲示（指定遊技営業）	科料	10万円以下の罰金又は科料			
	深夜立入禁止の非表示（深夜遊技営業）	科料	10万円以下の罰金又は科料			
	区分陳列の非表示	科料	科料			
		自販機届出済票の非表示	科料	科料		
小						

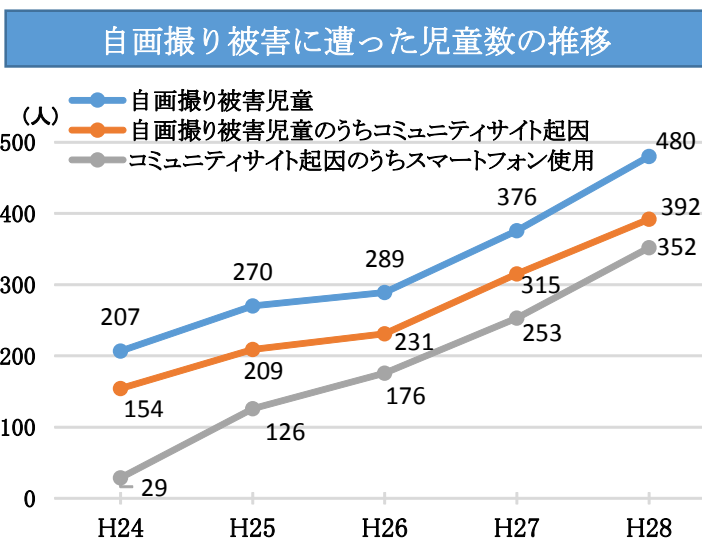
児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています。 中学生、高校生等が「自画撮り被害」に遭わないように 広報・啓発をお願いします。

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

自画撮り被害が増加

平成28年における児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭った児童数は480人であり、平成24年(207人)から毎年増加しています。

自画撮り被害は、コミュニティサイト(※)に起因するものが約8割を占め、また、スマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことに起因するものが約7割を占めています。



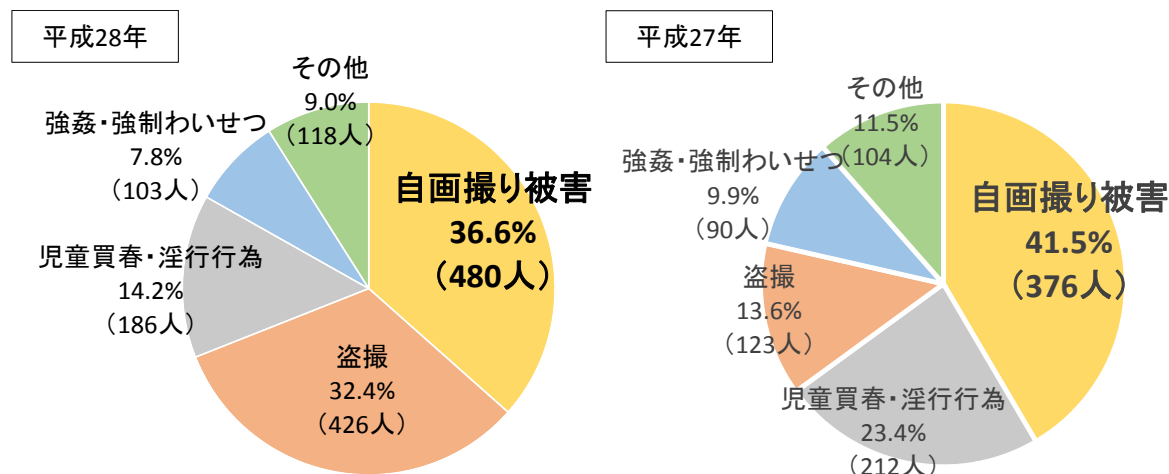
(※) SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称。

被害児童の約4割が自画撮りの被害

被害態様別では、児童ポルノ事犯の被害児童の約4割が自画撮りの被害児童です(※)。

(※) H28年:36.6%、H27年:41.5%、H26年:38.7%、H25年:41.8%、H24年:39.0%

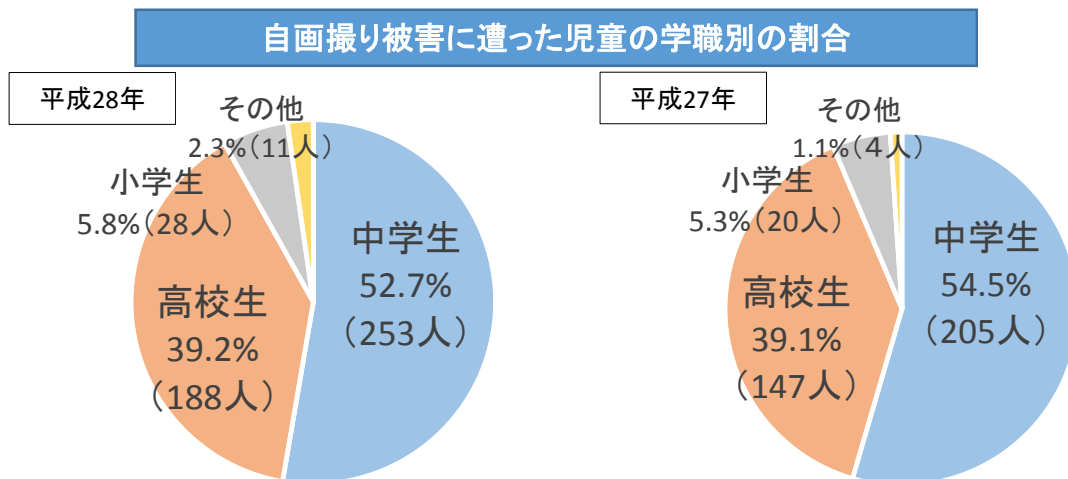
児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)の割合



※「淫行行為」は、青少年育成条例違反(淫行行為)をいう。

自画撮りの被害児童の半数以上が中学生

学職別では、自画撮り被害に遭った児童の52.7%が中学生であり、39.2%が高校生です(平成28年)。自画撮り被害に遭った児童の半数以上が中学生です。



中学生、高校生、保護者等に対し、自画撮り被害防止のための広報・啓発をお願いします。

児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭わないようにするため、中学生、高校生やその保護者等に対し、

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならないこと。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送ってはいけないこと。とりわけ、面識のない者（SNSの相手等）に対しては、絶対に写真を送ってはいけないこと。
- デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になること。
- 軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない危険（被害）が生じてしまうおそれがあること。

等の広報・啓発をお願いします。また、

- 友達等に裸の写真を送るよう求めたり、友達等の裸の写真を送ったりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれがあること。

についても、広報・啓発をお願いします。

-
- ネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関する相談は、都道府県警察の少年相談窓口又は警察署へ / 検索 [警察少年相談窓口](#)
 - 警察庁ホームページ 「STOP!子供の性被害 NO!!児童ポルノ」
 - インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発DVD（警察庁：DVD）
 - ※ DVDは、都道府県警察本部、少年サポートセンター、警察署で貸出し（コピー可）をしていますので、お問い合わせください。

自画撮り被害の主な事例

(第 31 期東京都青少年問題協議会緊急答申より抜粋)

ア 同性になりすました相手から、体の悩み相談を装って画像送信を働きかけられた事例 (欺く方法により求める事例)

C (高校生・女子) は、ゲームアプリで知り合った女性 (実際は男性) D に、体についての相談にのってもらったところ、D から「相談に必要なだから顔、胸、性等の写真を撮って送ってほしい」などと言われた。

C は、D に言われるがまま、自分の性等を撮影し、送信してしまった。

その後、D から実は自分が男性であることを知らされ、連絡がとれなくなってしまった。

イ 威迫により画像送信を働きかけられ、エスカレートして強姦被害にまで及んだ事例 (威迫する方法により求める事例)

E (学校区分不明・女子) は、大学生と名乗る男性 F と SNS で知り合い、無料通話アプリで連絡を取るようになった。

E は、他愛もないことで F から怒られ、これを契機に「胸の写真を送って」、「土下座した全裸の写真を送って」等と F から申し向けられるようになった。

E は、断るとまた怒られると思い、自分の胸の写真と、裸で土下座した写真を撮影し、F に送信してしまった。

1 ヶ月後、E は F と会うことになり、ホテルで無理やり性行させられた。

ウ 執拗に画像送信を電話で働きかけられ、エスカレートして脅迫被害にまで及んだ例 (困惑させる方法により求める事例)

I (高校生・男子) は、男性 J とインターネット上で知り合い、電話番号とメールアドレスを交換し、連絡を取るようになり、J からしつこく裸の画像を送るよう求められた。

I は、J があまりにもしつこいので困ってしまい、一度だけ自分の裸の社員を送ってしまった。

すると、J から「顔が可愛いからまた送れ」と言われ、I は断っていたが、今朝も電話がかかってきて「裸を見せないと殺すよ」と脅迫された。

エ 執拗に画像送信を働きかけられた事例 (困惑させる方法により求める事例)

A (中学生・女子) は、男性 B と無料通話アプリで交友していたが、ある日、A は裸の写真を送るよう B から催促されるメッセージを受信した。

A は、相手にせず「いやだ」と断っていたが、B からしつこく催促のメッセージが来た。

A は断ることに疲れ、あきらめた気持ちになり、自分の上半身裸の写真を撮影し、送信してしまった。

オ 金銭の支払いを約束して画像送信を働きかけられたが支払われず、エスカレートして強姦被害にまで及んだ事例 (財産上の利益を供与して求める事例)

G (高校生・女子) は、インターネット上で知り合った男性 H にお金を支払う代わりに裸の写真を送ってほしいと言われた。

G は、H に裸の写真を送ったが、お金は支払われなかった。

さらに、「G の裸の写真を売るぞ」「売らない代わりに会ってくれたら写真を消す」と H から言われ、どうしたらいいのかわからないままに H に会ったところ、無理やり性行させられた。

インターネット上の有害情報等からの青少年の保護(青少年インターネット環境整備法改正に伴う対応)

青少年愛護条例(H21. 7. 1~)

○ 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置(第24条の4)

- 【保護者の義務】
- ・原則フィルタリング利用義務
(正当な理由がある場合は、利用しない旨の申出が可能)
 - ・フィルタリングを利用しない旨の申出をするときは、規則で定められた理由を記載した書面を事業者に提出する義務

「規則で定める正当な理由」(青少年愛護条例施行規則第12条第1項)

- ① 青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで業務に著しい支障を生ずる
- ② 青少年が障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング・サービスを利用することで日常生活に著しい支障を生ずる
- ③ 保護者が、利用状況を閲覧すること等により、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする

- 【事業者の義務】
- ・フィルタリング説明義務、説明書交付義務
 - ・保護者から提出を受けた申出書の保存義務

「規則で定める説明内容」(施行規則第14条第1項)

- ① 携帯電話接続サービスの提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること
- ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- ③ 事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
- ④ 保護者が、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合は、正当な理由が必要であること

- 【勧告・公表規定等】
- ・知事は、フィルタリング・サービスを利用しない契約をした保護者に対し、インターネットの利用が適切に行われているか、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
 - ・知事は、事業者が規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ・知事は、事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

青少年インターネット環境整備法(H29. 6. 23公布)

○ 改正の概要
法制定当時(平成20年)には想定していなかったツール(スマートフォン、アプリ、公衆無線LANなど)の出現により、フィルタリング利用率が低下したことにより、新たなツールに対応した法改正が必要となった。

「携帯電話インターネット接続義務」の定義の変更

「携帯電話」だけでなく、携帯電話回線を利用するスマートフォン、タブレット等が含まれることを明確化

事業者とその代理店に「フィルタリング説明」等の義務を新設

携帯電話インターネット接続義務提供事業者とその契約代理店に、

- ・ 青少年確認
- ・ フィルタリング説明
- ・ フィルタリング有効化措置を義務化

フィルタリングに関する説明内容は、
・ 青少年有害情報を閲覧するおそれ
・ フィルタリング(フィルタリング有効化措置)の必要性・内容 の2点

※フィルタリング有効化措置義務は、携帯電話回線と併せて販売される携帯電話端末等
※フィルタリング有効化措置は、フィルタリングウェアのインストール・設定(アプリの機能制限に関するOSの設定を含む)等
※フィルタリング有効化措置は、保護者が希望しない場合は除く

製造事業者のフィルタリング容易化措置義務の対象機器を拡大

インターネット接続機器製造事業者のフィルタリングソフトウェアのブラインストール等のフィルタリング利用容易化措置義務の対象機器に、携帯電話・PHSを追加

OS開発事業者の努力義務の新設

OS開発事業者に、フィルタリング利用の容易化措置が円滑に講ぜられるようにOSを開発することを義務化

条例改正(規則を含む)の方向性

法改正を受けた条例改正

○ 規制の対象の明確化
改正法では、義務の対象が携帯電話事業者だけでなく、その契約代理店にも広がられることに伴い、条例上の義務も同様に拡大
⇒契約代理店の義務も明確になり、指導、立入が実施しやすくなる。

○ 保護者に対し、事業者、代理店によるフィルタリング有効化措置を利用することを原則義務化
改正法では、事業者及び契約代理店に、「フィルタリング有効化措置」が義務付けられるが、「保護者が希望しない場合を除く」旨の除外規定あり。
⇒フィルタリング有効化措置を保護者が安易に「希望しない」とすることがないよう対策が必要
⇒保護者が、フィルタリング有効化措置を希望しない場合についても、フィルタリング・サービスを利用しない場合と同様の正当な理由が必要
⇒保護者の申出書の提出、事業者の申出書の保存を義務付け

課題を受けた条例改正

○ フィルタリング説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加(全国初)
ネット依存や、ネットを通じた犯罪被害から青少年を守るためには、ネット利用のルールづくりが不可欠であるが、ルールづくりを浸透させるため、契約時の説明事項に追加

○ 知事による保護者に対する調査等の規定の拡大
保護者の意識向上のため、知事による調査等の規定をフィルタリング不要申出を行った保護者だけでなく、フィルタリング有効化措置を希望しなかった保護者に対しても拡大

○ 知事による事業者への勧告・公表の規定の拡大
条例不遵守事業者に対する勧告・公表の規定を代理店にも拡大
フィルタリング有効化措置の不要申出書の保存義務に違反した場合も対象

問題点・現状

○ MVNO(いわゆる格安スマホ)対策

現行法令では、MVNOが規制の対象となる明確な根拠がなく、MVNOに対する調査・指導等は実施していない。しかし、MVNOはシェアを拡大し、県内に販売店も確認しており、早急な対策が必要

○ 販売店の取組姿勢に差がある

本県では、携帯電話契約時のフィルタリング利用率調査を実施しているが、販売店によって、利用率に大きな差があり、販売店に対する調査・指導が必須

○ 保護者対策

保護者が、インターネットの危険性を把握しておらず、契約の際、子供の希望により安易にフィルタリング機能の解除を申し出るケースが多い。
保護者の意識向上に向けた取組が必須

○ 基準(ルール)づくりの浸透

平成28年4月、条例を改正し、青少年のインターネット利用に関するルールづくりを、県内全ての人の努力義務として取組んでいるが、昨年、ネット依存傾向にある青少年の割合が増加するなど、まだまだ浸透していない。

問題点の解決策

携帯電話インターネット接続義務の定義が見直され、MVNOも法規制の対象となることが明確化
法律の定義を引用している条例においても、MVNOが規制の対象となり、指導・立入が可能となる。

改正法により、携帯電話事業者だけでなく、契約代理店の義務が明確化されることから、今後、販売店に対する調査・指導を強化する。

改正法で新設されるフィルタリング有効化措置についても、保護者が希望しない場合は除外される規定があり、保護者による管理を法令で強制することは困難
引き続き、県民運動等で保護者対策を継続していく必要あり。

ルールづくり浸透のための県民運動の展開を引き続き強化するとともに、契約時の説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加する。

都道府県名	立入調査拒否			届出義務違反		
	あり		規定なし	あり		規定なし
	罰則あり	罰則なし		罰則あり	罰則なし	
北海道	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類)・利用カード販売	10万円以下の罰金	
青森県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・特定がん具類)	(自動販売機等の届出) 20万円以下の罰金または料料 (自動販売機等の変更・廃止の届出) 10万円以下の罰金または料料	
岩手県	30万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)	30万円以下の罰金	
宮城県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類)	10万円以下の罰金または料料	
秋田県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)	10万円以下の罰金	
山形県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)・利用カードの販売	10万円以下の罰金	
福島県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・がん具類)	10万円以下の罰金	
茨城県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書・特定器具等)	30万円以下の罰金	
栃木県	20万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具類)・利用カード等販売	(利用カード等の販売の届出) (利用カード等の販売の変更・廃止の届出) 30万円以下の罰金 (自動販売機等の届出) (自動販売機等の変更・廃止の届出) 20万円以下の罰金または料料	
群馬県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書がん具等)・利用カード等販売	(自動販売機等の届出) 50万円以下の罰金 (利用カード等販売の届出) 20万円以下の罰金 (自動販売機等の変更・廃止の届出) (利用カード等販売の変更・廃止の届出) 10万円以下の罰金	
埼玉県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書等・がん具等)	10万円以下の罰金	
千葉県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・特定玩具等)	30万円以下の罰金または料料	
東京都	20万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・特定がん具類)	20万円以下の罰金	
神奈川県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・がん具類)・利用カード販売	20万円以下の罰金	
新潟県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・特定がん具類)・利用カード等販売	(利用カード等販売の届出) (自動販売機等の届出) 20万円以下の罰金 (利用カード等販売の変更・廃止の届出) (自動販売機等の変更・廃止の届出) 10万円以下の罰金または料料	
富山県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・特定がん具類)・利用カード販売	10万円以下の罰金または料料	
石川県	20万円以下の罰金			自動販売機等(図書等)	20万円以下の罰金	
福井県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・がん具刃物類)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
山梨県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・刃物類・がん具類)	20万円以下の罰金	
長野県			○			○
岐阜県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・規則で定めるもの)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
静岡県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書等・がん具類等)・利用カード販売	(自動販売機等の届出) 30万円以下の罰金 (自動販売機等の変更・廃止の届出) (利用カードの販売の届出) 20万円以下の罰金 (利用カードの販売の変更・廃止の届出) 10万円以下の罰金	
愛知県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類)・利用カード販売	(利用カードの販売の届出) 30万円以下の罰金 (利用カードの販売の変更・廃止の届出) 20万円以下の罰金 (図書類の自動販売機の届出) 10万円以下の罰金	
三重県	3万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)	10万円以下の罰金	
滋賀県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・がん具等)	10万円以下の罰金または料料	
京都府	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)	10万円以下の罰金	
大阪府	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・玩具刃物類)	料料	
兵庫県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具類)	(図書類の自動販売機の届出) 20万円以下の罰金 (図書類の自動販売機の変更・廃止の届出) 10万円以下の罰金	
奈良県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類)	10万円以下の罰金または料料	
和歌山県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書等・刃物類・器具類)・利用カード販売	10万円以下の罰金	
鳥取県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具刃物類)・利用カード販売	10万円以下の罰金または料料	
島根県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
岡山県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書)・利用カード販売	10万円以下の罰金	
広島県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・がん具刃物類)・利用カード等販売	10万円以下の罰金	
山口県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具類)・利用カード等販売	10万円以下の罰金または料料	
徳島県	30万円以下の罰金			自動販売機等(図書類等)・利用カード販売	30万円以下の罰金	
香川県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書等・がん具類等)・利用カード販売	10万円以下の罰金	
愛媛県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類等・がん具類等)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
高知県	20万円以下の罰金			自動販売機等(図書類・がん具刃物類)	20万円以下の罰金	
福岡県	5万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類等)・利用カード等販売	20万円以下の罰金または料料	
佐賀県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・がん具類・刃物類)・利用カード販売	10万円以下の罰金または料料	
長崎県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具類)・利用カード等販売	30万円以下の罰金	
熊本県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
大分県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・がん具類等)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
宮崎県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書類・がん具類)・利用カード等販売	10万円以下の罰金または料料	
鹿児島県	10万円以下の罰金または料料			自動販売機等(図書等・がん具刃物等)・利用カード販売	20万円以下の罰金または料料	
沖縄県	10万円以下の罰金			自動販売機等(図書等・器具類等)	10万円以下の罰金	

青少年愛護条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

- (1) 近年、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法で異性の客に接触する役務を提供する等の営業（以下「有害役務営業」という。）において、当該営業の客が当該客に接する業務に従事する青少年に対してわいせつな行為を働くこと、青少年を欺き、威迫し又は困惑させ、当該青少年に係る児童ポルノを提供するように求めること等により、青少年の健全な育成が阻害されるおそれが増大している。
- (2) このような青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、有害役務営業を営む者の禁止行為を定めるとともに、何人も青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノの提供を求めることを禁止する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 定義（第2条関係）

次に掲げる用語の意義を、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。

イ 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

(ア) 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

(イ) 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業

(ウ) 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業

(エ) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

a 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの

b 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの

c 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵（以下「文字等」という。）として規則で定め

るものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

ウ 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

(ア) 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(イ) 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(ウ) 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(2) 有害役務営業を営む者の禁止行為等（第17条関係）

ア 有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(ア) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。

(イ) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

(ウ) 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。

(エ) 青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。

(オ) 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

(カ) 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

(キ) 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。

(ク) 店舗型有害役務営業の場所（以下(2)において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（(1)ウ(ア)から(ウ)までの役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。

(ケ) 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。

イ 有害役務営業を営む者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該(ア)又は(イ)に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならないものとする。

(ア) 店舗型有害役務営業 営業所

(イ) 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所

ウ 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の(ア)又は(イ)に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該(ア)又は(イ)に定める事項を明らかにしなければならないものとする。

(ア) 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨

(イ) 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

エ 有害役務営業を営む者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該(ア)又は(イ)に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならないものとする。

(ア) 店舗型有害役務営業 営業所

(イ) 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所

オ 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、ア(エ)に掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができるものとする。

(3) 有害役務営業の停止（第18条関係）

知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

ア 刑法に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等又は淫行勧誘の罪に当たる違法な行為をしたとき。

イ 労働基準法の規定に違反し、満15歳未満の児童を労働者として使用する行為等をしたとき。

ウ 職業安定法の規定に違反し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行う行為等をしたとき。

エ 児童福祉法の規定に違反し、児童に淫行させる行為等をしたとき。

オ 売春防止法に規定する勧誘等の罪に当たる違法な行為等をしたとき。

カ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）に規定する児童買春の罪に当たる違法な行為等をしたとき。

キ 青少年愛護条例に規定する罪（(10)アに掲げる部分を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。

ク (2)オの違反行為の中止等の命令に従わなかったとき。

(4) 児童ポルノ等の提供の求めの禁止（第21条の3関係）

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童ポルノ禁止法に規定する児童ポルノ及び児童ポルノ禁止法に掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならないものとする。

(5) 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置（第24条の4関係）

ア 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、当該正当な理由が存在することを明らかにして、フィルタリング・サービスを利用しない旨及び当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該契約に係る端末設備についてフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をすることができるものとする。

イ 保護者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、アの申出をするときは、規則で定めるところにより、アの正当な理由を記載した書面（当該書面に記載すべき

事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないものとする。

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、アの契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書(当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付しなければならないものとする。

エ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、イの書面の提出を受けた場合は、当該書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならないものとする。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができるものとする。

オ 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としないアの契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、調査その他の必要な措置を講ずることができるものとする。

カ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がウ又はエに違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

キ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がカの勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(6) 青少年愛護審議会への諮問(第25条関係)

知事は、次に掲げる行為をしようとするときは、青少年愛護審議会の意見を聴かなければならないものとする。

ア 店舗型有害役務営業に関する(1)イ(エ) a 又は b の衣服を定める規則の制定

イ 店舗型有害役務営業に関する(1)イ(エ) c の文字等を定める規則の制定

ウ 有害役務営業を営む者に対する(3)の有害役務営業の停止の命令

エ 保護者のフィルタリング・サービスを利用しない旨及びフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出に係る書面の提出方法を定める(5)イの規則の制定

オ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、青少年又はその保護者に説明すべき事項を定める(5)ウの規則の制定

カ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する必要な措置を講ずべき旨の(5)カの勧告

(7) 推奨等の要請（第26条関係）

何人も、(2)オの有害役務営業を営む者に対する違反行為の中止等の命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができるものとする。

(8) 教育委員会等の要請に基づく勧告（第27条関係）

知事は、学校の周辺における有害役務営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、教育委員会等の要請があったときは、当該有害役務営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(9) 立入調査（第28条関係）

知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができるものとする。

ア 店舗型有害役務営業の場所

イ 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所

ウ (5)アの契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の営業又は事業の場所

(10) 罰則（第30条関係）

ア 有害役務営業の停止の命令（(3)）に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

(ア) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させた者（(2)ア(ア)）

(イ) 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年を客として立ち入らせた者（(2)ア(イ)）

ウ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処するものとする。

(ア) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘した者（(2)ア

(イ)

(イ) 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘した者（(2)ア(ウ)）

(ウ) 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させた者（(2)ア(ウ)）

(エ) 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させた者（(2)ア(カ)）

(ク) 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させた者（(2)ア(キ)）

(カ) 次の a 又は b のいずれかに該当する方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者（(4)）

a 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法

b 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束する方法

エ (2)ア（(エ)又は(ク)に係る部分を除く。）又は(4)に違反した者は、過失のないときを除き、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないものとする。

オ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処するものとする。

(ア) 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示（(2)イ）をしなかった者

(イ) 有害役務営業に係る広告又は宣伝において営業所への青少年の立入りを禁ずる旨等の明示（(2)ウ）をしなかった者

(ウ) 有害役務営業の従業者名簿（(2)エ）を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

(iii) その他

その他規定の整備を行う（第2条、第9条、第12条、第12条の3、第12条の5、第24条の4、第25条及び第28条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年10月1日。ただし、2(4)及び(10)ウ（(カ)に掲げる部分に限る。）並びに3(2)イは同年4月1日、2(5)、(6)（エからカまでに掲げる部分に限る。）及び(9)（ウに掲げる部分に限る。）は青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日、3(2)アは同年1月1日

(2) 経過措置

ア 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができるものとする。

(ア) 改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の場所

(イ) 改正後の条例に規定する無店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の事務所又は改正後の条例に規定する受付所

イ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によるものとする。

新旧対照表

現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。</p> <p>(5) <u>がん具類等</u> <u>がん具類</u>又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。</p> <p>(6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。</p> <p>(7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。</p> <p>ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業</p> <p>イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業</p> <p>ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業</p>

改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。</p> <p>(5) <u>玩具類等</u> <u>玩具類</u>又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。</p> <p>(6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。</p> <p>(7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。</p> <p>ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業</p> <p>イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業</p> <p>ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業</p> <p><u>(8) 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。</u></p> <p><u>(9) 店舗型有害役務営業</u> 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。</p> <p><u>ア 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業</u></p> <p><u>イ 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見</u></p>

新旧対照表

現 行

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

(1) 著しく性的感情を刺激するものであること。

(2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。

改 正 案

せる役務を提供する営業

ウ 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業

エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの

(イ) 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの

(ウ) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

(10) 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

ア 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

イ 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ウ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

(1) 著しく性的感情を刺激するものであること。

(2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。

新旧対照表

現 行

- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- 2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。
 - (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類(以下「有害図書類」という。)として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
 - (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
 - (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類
 - (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

改 正 案

- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- 2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められる玩具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。
 - (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

(有害図書類及び有害玩具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類(以下「有害図書類」という。)として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
 - (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
 - (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類
 - (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

新旧対照表

現 行	
3	<p>図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>
4	<p>知事は、<u>がん具類等</u>の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該<u>がん具類等</u>を青少年にとって有害な<u>がん具類等</u>（以下「<u>有害がん具類等</u>」という。）として指定することができる。</p>
5	<p>前項の規定による指定を受けた<u>がん具類等</u>のほか、次の各号のいずれかに該当する<u>がん具類等</u>は、<u>有害がん具類等</u>とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する<u>がん具類等</u>で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有する<u>がん具類</u>を含む。）</p> <p>(3) 下着の形状をした<u>がん具類</u></p>
6	<p><u>がん具類等</u>の販売又は貸付けを業とする者は、<u>有害がん具類等</u>を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。</p>
7	<p>第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。</p> <p>（自動販売機による図書類又は<u>がん具類等</u>の販売の届出等）</p>
第12条の3	<p>図書類又は<u>がん具類等</u>の販売を業とする者（以下「図書类等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 自動販売機の設置場所</p> <p>(3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>
2	<p>前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なけ</p>

改 正 案	
3	<p>図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。</p>
4	<p>知事は、<u>玩具類等</u>の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該<u>玩具類等</u>を青少年にとって有害な<u>玩具類等</u>（以下「<u>有害玩具類等</u>」という。）として指定することができる。</p>
5	<p>前項の規定による指定を受けた<u>玩具類等</u>のほか、次の各号のいずれかに該当する<u>玩具類等</u>は、<u>有害玩具類等</u>とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する<u>玩具類等</u>で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有する<u>玩具類</u>を含む。）</p> <p>(3) 下着の形状をした<u>玩具類</u></p>
6	<p><u>玩具類等</u>の販売又は貸付けを業とする者は、<u>有害玩具類等</u>を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。</p>
7	<p>第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。</p> <p>（自動販売機による図書類又は<u>玩具類等</u>の販売の届出等）</p>
第12条の3	<p>図書類又は<u>玩具類等</u>の販売を業とする者（以下「図書类等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 自動販売機の設置場所</p> <p>(3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>
2	<p>前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なけ</p>

新旧対照表

現 行
<p>ればならない。</p> <p>3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。</p> <p>(自動販売機への収納の禁止等)</p> <p>第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害<u>がん具類等</u>を自動販売機に収納してはならない。</p> <p>2 自動販売機による図書類又は<u>がん具類等</u>の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又は<u>がん具類等</u>が有害図書類又は有害<u>がん具類等</u>に該当することとなったときは、直ちに、当該図書類又は<u>がん具類等</u>を当該自動販売機から撤去しなければならない。</p> <p>3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当する<u>がん具類等</u>を収納する自動販売機を設置してはならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの</p> <p>第17条から第19条まで 削除</p>

改 正 案
<p>ればならない。</p> <p>3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。</p> <p>(自動販売機への収納の禁止等)</p> <p>第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害<u>玩具類等</u>を自動販売機に収納してはならない。</p> <p>2 自動販売機による図書類又は<u>玩具類等</u>の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又は<u>玩具類等</u>が有害図書類又は有害<u>玩具類等</u>に該当することとなったときは、直ちに、当該図書類又は<u>玩具類等</u>を当該自動販売機から撤去しなければならない。</p> <p>3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当する<u>玩具類等</u>を収納する自動販売機を設置してはならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの</p> <p><u>(有害役務営業を営む者の禁止行為等)</u></p> <p>第17条 <u>有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。</u></p> <p><u>(2) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。</u></p>

新旧対照表

現 行
<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(3) <u>青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。</u></p> <p>(5) <u>有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。</u></p> <p>(6) <u>有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。</u></p> <p>(7) <u>有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。</u></p> <p>(8) <u>店舗型有害役務営業の場所（以下この条において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（第2条第10号アからウまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。</u></p> <p>(9) <u>青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。</u></p> <p style="text-align: right;">【1、8号 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】 【2、3、5～7号 30万円以下の罰金又は科料】 【4号 知事による中止命令の対象】 【9号 罰則なし】</p> <p>2 <u>有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立ち入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>店舗型有害役務営業 営業所</u></p> <p>(2) <u>無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所</u></p> <p style="text-align: right;">【掲示義務違反 10万円以下の罰金又は科料】</p> <p>3 <u>有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立ち入りを禁ずる旨</u></p> <p>(2) <u>無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所への青少年の立ち入りを禁ずる旨</u></p> <p style="text-align: right;">【明示義務違反 10万円以下の罰金又は科料】</p> <p>4 <u>有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載し</u></p>

改 正 案
<p>(3) <u>青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。</u></p> <p>(5) <u>有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。</u></p> <p>(6) <u>有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。</u></p> <p>(7) <u>有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。</u></p> <p>(8) <u>店舗型有害役務営業の場所（以下この条において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（第2条第10号アからウまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。</u></p> <p>(9) <u>青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。</u></p> <p style="text-align: right;">【1、8号 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】 【2、3、5～7号 30万円以下の罰金又は科料】 【4号 知事による中止命令の対象】 【9号 罰則なし】</p> <p>2 <u>有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立ち入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>店舗型有害役務営業 営業所</u></p> <p>(2) <u>無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所</u></p> <p style="text-align: right;">【掲示義務違反 10万円以下の罰金又は科料】</p> <p>3 <u>有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立ち入りを禁ずる旨</u></p> <p>(2) <u>無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所への青少年の立ち入りを禁ずる旨</u></p> <p style="text-align: right;">【明示義務違反 10万円以下の罰金又は科料】</p> <p>4 <u>有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載し</u></p>

新旧対照表

現 行

改 正 案
<p><u>ておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 店舗型有害役務営業 営業所</u></p> <p><u>(2) 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所</u></p> <p style="text-align: center;">【備付け義務違反 10万円以下の罰金又は科料】</p> <p><u>5 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項の規定に違反して同項第4号に掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(有害役務営業の停止)</u></p> <p><u>第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。</u></p> <p><u>(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。</u></p> <p><u>(7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。</u></p> <p><u>(8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。</u></p> <p style="text-align: center;">【営業停止命令義務違反 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】</p>

新旧対照表

現 行
<p><u>新設</u></p> <p>(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する<u>電気通信事業者</u>(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。</p>

改 正 案
<p><u>第19条 削除</u></p> <p>(<u>児童ポルノ等の提供の求めの禁止</u>)</p> <p><u>第21条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">【不当な手段による勧誘 30万円以下の罰金又は科料】</p> <p>(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。)</u>に対し、<u>当該正当な理由が存在することを明らかにして、フィルタリング・サービスを利用しない旨及び当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該契約に係る端末設備についてフィルタリング有効化措置(インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたも</u></p>

新旧対照表

現 行
<p>2 保護者は、<u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者</u>に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を<u>当該電気通信事業者</u>に提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者</u>は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。</p>
<p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者</u>は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、<u>当該電気通信事業者</u>は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u>）を保存することができる。</p>
<p>5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は<u>必要な調査を</u>することができる。</p>
<p>6 知事は、<u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者</u>が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該<u>電気通信事業者</u>に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>
<p>7 知事は、<u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者</u>が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>

改 正 案
<p><u>のをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をすることができる。</u></p>
<p>2 保護者は、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面（<u>当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>に提出しなければならない。</p>
<p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容、<u>次条第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性</u>その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（<u>当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）</u>を交付しなければならない。</p>
<p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、<u>当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。</p>
<p>5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は<u>調査その他の必要な措置を講ずる</u>ことができる。</p>
<p>6 知事は、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>
<p>7 知事は、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>

新旧対照表

現 行

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

(1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項

(2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(審議会への諮問)

第25条 知事は、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条又は第15条第1項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。

改 正 案

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

(1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項

(2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(審議会への諮問)

第25条 知事は、第2条第9号エ(ア)から(ウ)まで、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第18条、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条、第15条第1項又は第17条第5項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。

新旧対照表

現 行
<p>(教育委員会等の要請に基づく勧告)</p> <p>第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあつては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあつては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。</p> <p>(1) 有害興行を行う場所</p> <p>(2) 有害図書類又は<u>有害がん具類等</u>を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所</p> <p>(3) 第13条の広告物を掲示している場所</p> <p>(4) 質屋又は古物商の営業の場所</p> <p>(5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所</p> <p>(6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所</p> <p>(7) <u>端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所</u></p> <p>(8) <u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所</u></p> <p>2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

改 正 案
<p>(教育委員会等の要請に基づく勧告)</p> <p>第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、<u>有害役務営業</u>、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあつては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあつては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。</p> <p>(1) 有害興行を行う場所</p> <p>(2) 有害図書類又は<u>有害玩具類等</u>を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所</p> <p>(3) 第13条の広告物を掲示している場所</p> <p>(4) 質屋又は古物商の営業の場所</p> <p>(5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所</p> <p>(6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所</p> <p>(7) <u>店舗型有害役務営業の場所</u></p> <p>(8) <u>無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所</u></p> <p>(9) <u>端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所</u></p> <p>(10) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所</u></p> <p>2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

新旧対照表

現 行
第 7 章 罰 則
（罰則）
第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
（1） 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
（2） 第21条第1項の規定に違反した者
2 <u>第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、1</u> 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
3 <u>常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者は、6月以下</u> の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（1） 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
（2） 第22条第1項（同項第3号から第7号までに係る部分に限る。）又は 第2項（同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に 違反した者
（3） 第23条第1項の規定に違反した者
5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処す る。
（1） 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
（2） 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
（3） 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
（4） 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者（この条第3項に <u>規</u> <u>定する者を除く。</u> ）
（5） 第13条の規定による命令に従わなかった者
（6） 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者

改 正 案
第 7 章 罰 則
（罰則）
第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以 下の罰金に処する。
（1） 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
（2） 第21条第1項の規定に違反した者
2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰</u> <u>金に処する。</u>
（1） <u>第18条の規定による命令に違反した者</u>
（2） <u>第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2</u> <u>項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した</u> <u>者</u>
3 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰</u> <u>金に処する。</u>
（1） <u>常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者</u>
（2） <u>第17条第1項（同項第1号又は第8号に係る部分に限る。）の規定に</u> <u>違反した者</u>
4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（1） 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
（2） 第22条第1項（同項第3号から第7号までに係る部分に限る。）又は 第2項（同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に 違反した者
（3） 第23条第1項の規定に違反した者
5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処す る。
（1） 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
（2） 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
（3） 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
（4） 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者（この条第3項第 <u>1</u> <u>号に掲げる者を除く。</u> ）
（5） 第13条の規定による命令に従わなかった者
（6） 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者

新旧対照表

現 行
(7) 第15条の2第1項の規定に違反した者
(8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
<u>(9)</u> 第21条第2項の規定に違反した者
<u>(10)</u> 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）
<u>(11)</u> 第23条第2項の規定に違反した者
<u>(12)</u> 第24条第2項の規定に違反した者
6 第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は <u>前2項</u> の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
(1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) 第14条の規定に違反した者
8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
(1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
<u>(2)</u> 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

改 正 案
(7) 第15条の2第1項の規定に違反した者
(8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
<u>(9)</u> 第17条第1項（同項第2号、第3号又は第5号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者
<u>(10)</u> 第21条第2項の規定に違反した者
<u>(11)</u> 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）
<u>(12)</u> 第21条の3の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法
イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法
<u>(13)</u> 第23条第2項の規定に違反した者
<u>(14)</u> 第24条第2項の規定に違反した者
6 <u>第17条第1項（同項第4号又は第9号に係る部分を除く。）</u> 、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2、 <u>第21条の3</u> 又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は <u>前3項</u> の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
(1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) 第14条の規定に違反した者
8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
(1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
<u>(2)</u> <u>第17条第2項又は第3項の規定に違反した者</u>
<u>(3)</u> <u>第17条第4項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者</u>
<u>(4)</u> 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

新旧対照表

現 行

- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
- (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
- (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
- (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者
- (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

改 正 案

- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
- (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
- (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
- (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者
- (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

提出された意見等の概要とこれに対する考え方《主なもの》

案 件 名 : 青少年愛護条例の改正について（改正骨子案）
 意見募集期間 : 平成29年10月23日～平成29年11月13日
 意見等の提出件数 : 67件（38人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
児童ポルノ 自画撮り勸 誘行為の禁 止	<p>児童ポルノ禁止法は行為主体から児童本人を除外しておらず、共同正犯になるとの判例もある。</p> <p>自画撮り事案は、ほとんどが軽く頼みただけで撮影・送信されており、流出元を絶つには、国法の解釈通り児童に対して禁止規範を設ける必要がある。</p> <p>一方、児童を処罰しないという考え方もあり、条例で依頼者側だけを規制しようとするには、まず国法を改正すべき。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> 法と条例は目的が異なり、法の規定や解釈に条例が縛られるものではない。 自画撮り提供の違法性は、法令規制ではなく啓発活動で青少年に周知すべき。 児童の保護を目的とする法の趣旨に鑑み、児童は基本的には被害者で、共同正犯としない裁判例も多い。
	<p>児童が児童ポルノ画像を販売している場合の購入者を前段階で処罰することになるが、国法では製造未遂や購入行為を処罰しておらず、その趣旨に反しないか。</p> <p>製造未遂の処罰規定は国法で検討されるべきであって、条例の守備範囲を超える。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> 法と条例は目的が異なり、条例の適用によって法律の意図する目的と効果を何ら阻害するものではない。 法との関係で本条例規制は許容されるものとする。
	<p>強制わいせつ罪の脅迫や準強制わいせつ罪の欺罔に至らない程度との定義が想定されるが、相手方が未熟な青少年の場合、軽い威迫・欺罔でも強制わいせつ罪の脅迫（未遂）等と評価される傾向があり、条例の適用範囲は極めて狭く、実効性がない。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> 条例では青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノやその電磁的記録（児童ポルノ等）の提供を求めることを禁止し、不当な方法により求める場合の罰則を規定。 児童ポルノ等とは、児童ポルノ禁止法に規定する児童ポルノ等として、既に同法で所持・製造・提供等が禁止されているものに限定。 青少年の性に関する判断能力が未成熟であることに鑑み、青少年が自身の児童ポルノ画像を販売している場合に購入者が提供を求める行為等も含め、自画撮り勧誘行為そのものを禁止する必要がある。 これらの行為は、強制わいせつ罪の脅迫や準強制わいせつ罪の欺罔とは異なるもので、また強要罪の強要にも該当せず、実効性は確保できる。 罰則は、欺き、威迫し又は困惑させるなど不当な方法により求める場合に限定するが、強要罪の強要に至らない程度のもので、実効性は担保される。

<p>条例の適用範囲が兵庫県内に限定され、ネット犯罪に対して効果が薄い。</p> <p>メッセージを移動中にスマホで受信することが多い今日、依頼された時点で青少年が県内にいたことの立証は容易ではない。犯人からも「兵庫県内にいるとは思わなかった」という弁解があり得る。</p> <p>この面からも実効性が疑わしい。国法で解決すべき問題。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自画撮り被害の主な事例はネットを介したものであり、地域性がなく、立証も困難という指摘は承知。 ・県内では児童ポルノ自画撮り被害が増加傾向で、未然防止のため、勧誘行為を禁止し、丁寧な立証の上、不当な方法による勧誘を処罰する必要がある。 ・全国的に被害が増加しており、県内にとどまらない問題のため、国に対し、児童ポルノ禁止法の改正等の対策を講じるよう、提案しているところ。 	
<p>公開されている青少年愛護審議会（愛護部会）の会議録に、自画撮り規制の議論の内容がない。</p> <p>審議会の議論がないまま、東京都の改正動向を見て付け加えたのではないか。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での児童ポルノ自画撮り被害の増加傾向、東京都の改正動向等を踏まえ、審議会（愛護部会）開催後に骨子案に加えたもの。 ・同部会で骨子案への追加を説明の上、パブリック・コメント開始までの間に、同部会の委員に対し、追加後の骨子案の確認と意見聴取を実施。 ・審議会（全体会）で改めて議論。 	
<p>自画撮り規制の運用にあたっては、表現の自由や幸福追求の権利から導き出される知る権利、自己決定権を不当に侵害しないよう、十分に注意すべき。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の性に関する判断能力が未成熟であることに鑑み、表現の自由等の権利を考慮しても、自画撮り勧誘行為は青少年の健全な育成を阻害するもので、禁止する必要がある。 ・罰則については、欺き、威迫し又は困惑させるなどの不当な方法により求める場合に限定。 	
<p>インターネット上の有害情報等への対応の強化</p>	<p>青少年インターネット環境整備法の改正に伴う所要の規定の整備については、携帯電話事業者のみならず、関係するすべての事業者、お客様の過度な負担とならないよう、配慮願いたい。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・条例でフィルタリング説明義務を課していたところ、今回、法改正により説明が義務化された経緯等を踏まえ、本県での運用の実績等も反映し、ルールづくりの必要性の説明義務を課すなど、必要かつ十分な規定整備を実施。
<p>ネット接続機器の青少年への普及等を鑑み、総合的なリテラシー習得を基本的な素養の一つと位置付けることが社会的な要請。</p> <p>携帯電話事業者の出前教室等の取組を支援いただくとともに、学校等における教育プログラムの一環として広く組み入れられ、有機的に組み合わせられることを通じて、一層安全な利用環境が整備されるよう、貴県でも取組を推進願いたい。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、青少年自身のインターネットリテラシーの習得がたいへん重要で、社会的な要請と認識。 ・本県では、青少年愛護条例で青少年のインターネットの利用に関する基準（ルール）づくりへの支援を全ての人の努力義務としている。 ・学校、事業者、行政等が相互に連携し、ルールづくりを核とする取組が学校において進められ、一層安全な利用環境が整備されるよう、取組を強化。 	

青少年愛護条例

(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護（第8条・第9条）
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨（第10条）
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限（第11条－第19条）
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等（第20条－第24条）
- 第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護（第24条の2－第24条の6）
- 第6章 雑則（第25条－第29条）
- 第7章 罰則（第30条－第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) がん具類等 がん具類又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。
 - ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
 - イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護（以下「青少年の健全な育成と保護」という。）に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。

- (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。

- (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとって有害な興行（以下「有害興行」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者（以下「興行者」という。）に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。
- 3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないと認めた興行は、有害興行とする。
- 4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。
- 5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
- (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
- (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
- (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類
- (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。
- 4 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を青少年にとって有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）として指定することができる。
- 5 前項の規定による指定を受けたがん具類等のほか、次の各号のいずれかに該当するがん具類等は、有害がん具類等とする。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するがん具類を含む。）
 - (3) 下着の形状をしたがん具類
- 6 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

（有害図書類の陳列の制限）

- 第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときは、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。
 - 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

（自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出等）

- 第12条の3 図書類又はがん具類等の販売を業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 自動販売機の設置場所
 - (3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

（自動販売機管理者の設置）

- 第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければな

らない。

- 2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

（自動販売機への収納の禁止等）

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又はがん具類等が有害図書類又は有害がん具類等に該当することとなったときは、直ちに当該図書類又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。
- 3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当するがん具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

（適用除外）

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であって、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

（有害広告物の制限）

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

（質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止）

第14条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）又は古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは有価証券を質に取って金銭を貸し付け、物品を買い受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

（指定遊技営業等の場所への立入禁止）

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
- (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
- (3) 遊技営業等を営む者（以下「遊技営業等営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもって当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
- 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあった旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止）

- 第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室（前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。）を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
 - (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
 - (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業
- 2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

（利用カード等に係る禁止行為）

- 第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カード等」という。）を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。
- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
 - 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
 - 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

第17条から第19条まで 削除

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

（入れ墨を施す行為等の禁止）

- 第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

（みだらな性行為等の禁止）

- 第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。）を買受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

(場所の提供及びその周旋の禁止)

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
 - (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
 - (3) 使用済み下着等を買受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
 - (4) 暴行
 - (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
 - (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの（以下「指定医薬品等」という。）を不健全な目的に使用する行為
 - (7) 喫煙又は飲酒
- 2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知ったときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知って、指定医薬品等を譲渡し、交付し、又は周旋してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所（以下「住所等」という。）から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

- 第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリング・サービス（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。）の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。
- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供しよう努めなければならない。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

- 第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。
- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。
 - 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。
 - 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調

査をすることができる。

- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
- (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(県の施策)

第24条の6 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(審議会への諮問)

第25条 知事は、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条又は第15条第1項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。

(教育委員会等の要請に基づく勧告)

第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあっては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあっては当該学校の設置者から要請があったときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
- (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (3) 第13条の広告物を掲示している場所
- (4) 質屋又は古物商の営業の場所
- (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
- (7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (8) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補則)

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第21条第1項の規定に違反した者

2 第22条第1項(同項第1号又は第2号に係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
- (2) 第22条第1項(同項第3号から第7号までに係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。)の規定に違反した者
- (3) 第23条第1項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者
- (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
- (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
- (4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者(この条第3項に規定する者を除く。)
- (5) 第13条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
- (7) 第15条の2第1項の規定に違反した者

- (8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
 - (9) 第21条第2項の規定に違反した者
 - (10) 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）
 - (11) 第23条第2項の規定に違反した者
 - (12) 第24条第2項の規定に違反した者
- 6 第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第14条の規定に違反した者
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。
- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
 - (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
 - (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 青少年愛護条例（昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事が行なった推奨、指定、命令その他の処分であつて現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事が行なった処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和40年7月1日条例第33号)

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則 (昭和42年10月13日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和43年3月30日条例第25号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月30日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月20日条例第35号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日条例第11号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日条例第4号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月11日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年10月9日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関設置条例の一部改正)

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日〔平成11年11月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。

4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。

7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 4 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。
附 則(平成13年12月20日条例第58号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。
附 則(平成17年12月21日条例第77号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機によりがん具類等を販売している者については、改正後の条例第12条の3第1項に規定する図書类等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例(平成17年兵庫県条例第77号)の施行の日から起算して3月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書类等とする図書类等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。
附 則(平成18年3月24日条例第24号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年(中略)10月1日から施行する。
附 則(平成21年3月23日条例第5号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。)、第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定(「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。)並びに第28条第1項に3号を加える改正規定(同項第8号及び第9号に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなし

て、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第5号）の施行の日から起算して1月以内」とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

附 則（平成22年10月7日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
(出会い喫茶等営業の停止命令等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月7日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成28年3月23日条例第21号）
(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

青少年愛護条例施行規則

(昭和38年3月31日兵庫県規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(有害興行に係る告示の内容)

第2条 条例第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害興行の告示 指定する興行の種別及び題名又は内容
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(有害興行を行う場合の掲示)

第3条 条例第11条第5項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

(指定によらない有害図書類の要件)

第3条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画は、次の各号のいずれかに該当する卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 男女間の愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交又はこれを連想させる性行為
 - イ 同性間の性行為
 - ウ ごうかんその他のりょう辱行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める数は、20ページ(表紙を含む。以下同じ。)又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1に相当する数とする。

3 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める場面は、第1項各号に掲げる卑わいな姿態等を描写する場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

4 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める時間は、3分とする。

(指定によらない有害がん具類等の要件)

第3条の3 条例第12条第5項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当する形状、構造又は機能とする。

- (1) 性器の形状又はこれに類似する形状
- (2) 性器を包み込み、性器若しくはこう門に挿入し、又は性器に装着する構造
- (3) 専ら変態性欲に基づく性交又はこれに類する性行為の用に供する機能

(有害図書類又は有害がん具類等に係る告示の内容)

第4条 条例第12条第7項の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害図書類の告示 指定する図書類の種別及び名称
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 有害がん具類等の告示 指定するがん具類等の品名及び形状

(有害図書類の陳列の方法)

第4条の2 条例第12条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの措置を講じ、かつ、当該営業の場所の外から有害図書類を容易に見通すことのできない措置を講ずることとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類以外の物品を陳列する棚その他の物の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書類を陳列しようとする各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合は、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書類を陳列する場合の掲示)

第4条の3 条例第12条の2第3項の規定による掲示は、様式第1号の2によるものとする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を必要としない場所)

第5条 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める場所は、自動販売機により図書類又はがん具類等の販売をしようとする図書類等販売業者が経営する店舗及びその店頭とする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出)

第6条 条例第12条の3第1項の規定による届出は、自販機図書類等販売開始届（様式第2号）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には同項の届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）を添付しなければならない。ただし、当該者が県内に住所を有する個人であるときは、この限りでない。
- 3 条例第12条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 収納する図書類又はがん具類等の種類
 - (2) 自動販売機管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (3) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (4) 自動販売機の型式及び製造番号
 - (5) 販売開始年月日

- 4 条例第12条の3第2項の規定による届出は、自動販売機の使用の廃止に係るものにあつては自販機図書類等販売廃止届（様式第3号）、自販機図書類等販売開始届に記載した事項の変更に係るものにあつては自販機図書類等販売開始届出事項変更届（様式第4号）により行わなければならない。
- 5 第2項の規定は、第1項の届出をした者の氏名又は住所の変更に係る前項の届出を行う場合について準用する。

（自販機図書類等販売届出済票）

- 第7条 知事は、条例第12条の3第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出（同条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をした者に対し、自販機図書類等販売届出済票（様式第5号）を交付するものとする。
- 2 自販機販売届出者は、前項の自販機図書類等販売届出済票を当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にはり付けなければならない。

（青少年の利用に供される施設）

- 第7条の2 条例第12条の5第3項第7号に規定する規則で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所とする。

（適用が除外される自動販売機に講じられる措置）

- 第8条 条例第12条の6に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。
- (1) 常時青少年の立入りが禁じられている場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置
 - (2) 前号以外の青少年立入禁止場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置及び青少年の立入りが認められる時間内には図書類又はがん具類等の購入ができない措置

（指定遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条 条例第15条第3項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。

（深夜遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条の2 条例第15条の2第2項の規定による掲示は、様式第6号の2によるものとする。

（指定医薬品等の指定）

- 第10条 条例第22条第1項第6号の規定による指定は、指定する医薬品その他のものの種別又は含有成分及び指定の理由を明示して、告示により行うものとする。

（端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置の方法）

- 第11条 条例第24条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 端末設備の利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - (2) 青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより有害情報の閲覧を制限する措置を講ずること。
 - (3) 端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。

(フィルタリング・サービスを利用しない正当な理由)

第12条 条例第24条の4第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由
- 2 知事は、前項第4号の規定による指定をしようとするときは、青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項の指定をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書)

第13条 条例第24条の4第2項の書面は、様式第11号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が説明すべき事項)

第14条 条例第24条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること。
 - (2) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。
 - (3) 当該電気通信事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
 - (4) 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第24条の4第1項に規定する正当な理由が必要であること。
- 2 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査証明書)

第15条 条例第28条第2項の証明書は、様式第12号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧規則の廃止)
- 2 青少年愛護条例施行規則（昭和33年兵庫県規則第42号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされている掲示については、なお従前の様式によることができる。

附 則（昭和42年11月24日規則第66号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和47年4月25日規則第33号)

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成8年12月19日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成11年12月28日規則第89号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成12年3月8日規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年6月30日規則第59号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月3日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、青少年愛護条例施行規則第11条の改正規定、同条を同規則第15条とし、同規則第10条の次に4条を加える改正規定、同規則様式第7号の改正規定(「第11条」を「第15条」に改める部分に限る。)及び同規則様式第6号の次に5様式を加える改正規定(様式第11号に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年10月22日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 39 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条の規定は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

自販機図書类等販売開始届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

自動販売機の設置場所		
収納する図書類又はがん具類等の種類		
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の型式及び製造番号		
販売開始年月日		年 月 日

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	
※ 届 出 番 号	
備 考	

- 備考 1 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
- 2 ※のある欄は、記入しないでください。
- 3 次の書類を添付してください。
- (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書

様式第3号（第6条関係）

自販機図書類等販売廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
㊟

.....
電話（ ） ー 番
.....

販売開始届出年月日	年 月 日
届出番号	
自動販売機の設置場所	
販売廃止年月日	年 月 日
備 考	

様式第4号（第6条関係）

（表面）

自販機図書類等販売開始届出事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

販売開始届出年月日		年 月 日	
届出番号			
事項		変更前	変更後
自動販売機の設置場所			
収納する図書類又はがん具類等の種類			
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の型式及び製造番号			

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
備考		

- 備考
- 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。
 - 2 届出者の氏名又は住所に変更があった場合には、変更後の内容が記載された次の書類を添付してください。
 - (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
 - 3 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

様式第5号（第7条関係）

自販機 図書類等 販売届出済票		
届 出 番 号		
届 出 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機 管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機の型式及び製造番号		

15センチメートル

10
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

様式第6号（第9条関係）

当店は、青少年愛護条例により青少年を立ち入らせてはならない場所として指定されましたので、18歳未満の青少年の方の立入りは、堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第6号の2（第9条の2関係）

当店は、青少年愛護条例により深夜において青少年を立ち入らせてはならない場所に該当しますので、午後11時から翌日午前5時までの間は、18歳未満の青少年の方の入店を堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第7号から様式第10号まで 削除

様式第11号（第13条関係）

フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書

年 月 日

様

申出者 住 所.....
氏 名.....
電 話（ ） - 番.....

私は、青少年愛護条例第24条の4第2項の規定により、下記の理由があるのでフィルタリング・サービスを利用しない旨を申し出ます。

記

理由

様式第12号 (第15条関係)

(表面)

No. _____	
立 入 調 査 証 明 書	
下記の者は、青少年愛護条例第28条第1項の規定により、同項第 号から 第 号までに規定する場所の立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; position: absolute; top: -10px; right: -10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>	記
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	発行年月日 年 月 日
	兵 庫 県 知 事
	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

8.8 センチメートル

5.8
センチメートル

(裏面)

青少年愛護条例抜粋

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
 - (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
 - (3) 第13条の広告物を掲示している場所
 - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
 - (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
 - (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
 - (7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
 - (8) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第30条

- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者

兵庫県青少年愛護審議会規則

(昭和 38 年兵庫県規則第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 3 条の規定に基づき、兵庫県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第10条の規定による推奨に関すること。
- (2) 条例第11条第 1 項又は第 6 項の規定による指定又はその取消しに関すること。
- (3) 条例第11条第 3 項の規定による指定に関すること。
- (4) 条例第12条第 1 項の規定による指定に関すること。
- (5) 条例第12条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による規則の制定に関すること。
- (6) 条例第12条第 2 項第 4 号の規定による指定に関すること。
- (7) 条例第12条第 4 項の規定による指定に関すること。
- (8) 条例第12条第 5 項第 1 号の規定による規則の制定に関すること。
- (9) 条例第12条の 2 第 1 項の規定による規則の制定に関すること。
- (10) 条例第12条の 2 第 2 項の規定による命令に関すること。
- (11) 条例第12条の 5 第 3 項第 7 号の規定による規則の制定に関すること。
- (12) 条例第13条の規定による命令に関すること。
- (13) 条例第15条第 1 項又は第 4 項の規定による指定又はその取消しに関すること。
- (14) 条例第22条第 1 項第 6 号の規定による指定に関すること。
- (15) 条例第24条の 3 第 1 項の規定による規則の制定に関すること。
- (16) 条例第24条の 3 第 2 項の規定による勧告に関すること。
- (17) 条例第24条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定による規則の制定に関すること。
- (18) 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第12条第 1 項第 4 号の規定による指定に関すること。
- (19) 条例第24条の 4 第 6 項の規定による勧告に関すること。
- (20) 条例第27条の規定による勧告に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 県議会の議員
 - (3) 兵庫県社会福祉審議会の委員
 - (4) 関係業界を代表する者
- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、次の部会を置く。

(1) 政策部会

(2) 愛護部会

- 2 政策部会は、第2条第1項に規定する事項を分掌する。
- 3 愛護部会は、第2条第2項各号に掲げる事項を分掌する。
- 4 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 5 部会に、部会長を置く。
- 6 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 7 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。
- 8 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について委員を助ける。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 兵庫県青少年愛護審議会規則(昭和33年兵庫県規則第51号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により任命され、又は委嘱されている兵庫県青少年愛護審議会の委員又は幹事は、この規則の相当規定により任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において委員の任期は、旧規則により任命され、又は委嘱された日から起算する。

附 則(昭和42年11月24日規則第67号)

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月25日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 19 日規則第 89 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 22 日規則第 75 号）

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。ただし、兵庫県青少年愛護審議会規則第 2 条第 2 項の改正規定（同項第 15 号の次に 5 号を加える部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 22 日規則第 44 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

兵庫県青少年愛護審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県青少年愛護審議会規則（昭和38年兵庫県規則第24号）（以下「規則」という。）第10条の規定により、兵庫県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は、公開する。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会議を開いたときは、議事録及び議事要旨を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、議事録及び会議資料又は議事要旨は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(委員以外の出席)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合であっても、あらかじめ会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を述べ、又は議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により、会議においてその意見を述べ、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(部会の議決をもって審議会の議決とする事項)

第7条 規則第8条第8項の規定により、規則第2条第2項に規定する事項に関する部会の調査審議のうち、あらかじめ会長の同意を得たものに関する部会の議決は、審議会の議決とする。

- 2 前項の部会の議決を行ったときは、部会長は、これを審議会に報告しなければならない。

(その他)

第8条 全体の企画調整については、審議会でも検討するほか、必要に応じて、会長、部会長等による会議を開催することができる。

附 則

この規程は、平成16年2月12日から施行する。